



Title	台湾における養子縁組の制度的特徴と現実の機能：特に日本法との対比で（2・完）
Author(s)	黄, 淨愉
Citation	新世代法政策学研究, 8, 349-377
Issue Date	2010-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44572
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP008_019.pdf



台湾における養子縁組の制度的特徴と 現実の機能 —特に日本法との対比で—(2・完)

黄 淨 愉

第3章 台湾における養子縁組実態の形成要因

近年の台湾における養子縁組の特徴は、以下の7点にまとめられよう。養子縁組の件数は、2002年から急減しているが、2008年以降再び増加している①。台湾では未成年養子が多い②が、その内訳をみると、国際養子の輸出国となっている③といえる。台湾人養親による未成年養子縁組については、養子が外国人の場合には連れ子養子が多い④のに対して、養子が台湾人の場合には他児養子をもっとも多い⑤ものの、親族養子⑥や連れ子養子（とくに妻の子を養子とすること）⑦も少なくない。

①について、2008年からの増加現象は、2007年の法改正によって縁組の実質的要件が緩和されたためだが（第1章第2節参照）、2002年からの減少現象は、法院の認可基準とかかわっていると考えられる。②の未成年養子縁組が多いことは、養親子間の年齢差要件と完全養子の効果もたらした結果であろう。それから、⑤のように、台湾人養親による未成年養子縁組において他児養子縁組が比較的多数を占めているのは、親族養子縁組と連れ子養子縁組が他児養子縁組より成立しにくいためだと考えられる。すなわち、他児養子縁組が多いということは、親族養子縁組に対する制限の厳格さや、連れ子養子縁組に関して父または母の同意を相対的に取得しにくいこと等によって、間接的に起こったのではないかと推測される。そこ

で、本章では、法院の認可、年齢差要件、近親者間の養子縁組（以下「近親間縁組」という）に対する制限および縁組の効果が、台湾における養子縁組の実態に影響をおよぼしているとの仮説を立て、それらを台湾における養子縁組の制度的特徴として検証する。

第1節 制度的特徴に起因するもの

1 法院の認可

(1) 立法の沿革

法院の認可は、当初は養子縁組の成立要件とされていなかった。1930年に民法親族編が制定された際に、養子縁組について契約的構成が採られ、縁組の成立には書面だけで足りるとされていたからである。さらに、家庭に恵まれない子どもを救済するために縁組の要件を緩めるべきだという趣旨に基づき⁶¹、幼いときから子として扶養（原語では「撫養」という）している事実があれば、書面さえ要らないとされていた（民旧1079）⁶²。すなわち、立法当初の養子縁組はごく簡単に成立するものであり、法院等の公的機関はこれに関与しようがなかった。しかし、かような放任主義⁶³により、養子縁組と名乗って女子を酷使する風潮が助長され、深刻な社会問題になるに至った。法院の認可という形式的要件は、まさにこの問題を解決するために追加されたのだが⁶⁴、その実現は1985年まで待たねばならない（民旧1079IV）。

改正法は、養子縁組が契約であるという観念を捨てて直ちに官庁宣言型を採ったわけでないが、認可型を採用して法院の直接的な関与を定めたの

で、法学者からは好評であった⁶⁵。改正後の手続では、養子縁組をするには、当事者が書面で契約を締結した後、共同で法院の認可を申し立てることが必要となった（非訴事件133II）。ただし、養子となる者が7歳未満で、かつ法定代理人がいないときには、書面が省略される（民旧1079I但書）。孤児や棄児の救済を目的としたこのような措置は養子縁組制度の理念に合致するし、法院の関与さえあれば未成年養子にとって不利な縁組を阻止できると考えられたからである⁶⁶。ところが、この但書はかえって悪用されてしまった。当時の社会では、失踪した児童が増える一方、棄児の数も年々増加していた。しかし、意外なことに、棄児の9割近くが健康な乳幼児であり、また、8割以上が発見者や発見者の親友に収養されていた。当時の規定では、棄児の取扱いは、遺失物拾得の規定を準用するものとされており、棄児は発見者に預けられ、公告期間内に実親が現れなければ、発見者がこれを養子にすることができた。そのため、人身売買を隠蔽するために、棄児発見の申告が悪用されていたと推測される⁶⁷。上記の民法旧1079条1項但書は、図らずもその手段を提供してしまったわけである。

結局、2007年の改正法では、「縁組の名義を借りて、その他の目的を達成する者がしばしば存在する」という実態を認め、養子の利益を保護するために但書が削除された⁶⁸。要するに、養子となる者が7歳未満でかつ法定代理人を有しないときには、まず民法親族編またはその他の法律の規定によって後見人を定め、その後、後見人が法定代理人として縁組の書面を作成することとなった⁶⁹。したがって、現行法の下では、いかなる場合でも書面および法院の認可が不可欠の要件となっている。

⁶¹ 楊興齡「収養之公力監督及養孫制度立法経緯」法令月刊43巻11号（1992年）3頁参照。

⁶² 「幼いとき」とは、7歳未満をいう（31年院字2332号解釈）。また、「撫養」とは、他人の子を自分の子とする意思に基づき、その子どもを家で養育することを指す（大理院5年上字1123号判例）。なお、養子となる者は、法定代理人を有しない棄児または孤児に限定される。戴ほか・前掲注2）360頁参照。

⁶³ 戴ほか・前掲注2）360頁。

⁶⁴ 立法院編・前掲注39（下冊）832頁。

⁶⁵ 陳ほか・前掲注2）343頁等。本文中の「契約」との語は原書では「法律行為」であるが、本稿に関する限り、「契約」と理解すべきものと考えられる。

⁶⁶ 立法院編・前掲注39）431頁以下参照。

⁶⁷ 聯合晚報1992年10月9日18面・同1992年9月13日4面・同1992年8月20日7面等参照。

⁶⁸ 法務部編・前掲注40）605頁。

⁶⁹ なお、1999年の集集大地震によって百余名の孤児が生じたことを受け、それらを保護するために、2000年に未成年後見人に関する民法1094条が改正された。これにより、後見人候補者の範囲が拡大されるとともに、公的機関が後見人となる制度が導入され、後見人を欠く状況はなくなった。

(2) 認可の性質

法院の認可は、非訟事件に属し、裁定によって行われる。認可の性質については、効力要件説と成立要件説が対立している。効力要件説によれば、養子縁組は書面の作成によって成立し、法院の認可は、法的効果を得るための手続である。したがって、法院は消極的に縁組契約の形式を審査するにとどまり、認可の裁定は縁組契約を確認する性質しか有しない。他方、成立要件説によれば、認可は養子縁組を成立させる性質を有する。したがって、法院は、各縁組が各要件にあてはまるかどうかを形式的に確認するだけでなく、その具体的な内容を積極的に審査しなければならない⁷⁰。結局、認可の性質に関する論争には、2007年の法改正で認可の効果が明文化されたことより、終止符が打たれた。民法1079条の3は、「養子縁組は、法院の認可裁定が確定したときから、縁組契約が成立するときに遡ってその効力を生じる」と規定しており、効力要件説を採ったことは明らかである。また、養子となる者が18歳未満で、かつ試験養育がある場合には、養子縁組の効力は共同生活をはじめるときに遡及する（児童及少年福利15 I）。とはいえ、現在では、少なくとも未成年養子縁組について、法院の態度は消極的なものから積極的なものになってきたため、効力要件説を採っても、ただ効力の発生時が異なるにとどまる。

(3) 認可の判断基準

縁組に無効・取消の原因があり、またはその他の法律規定に違反する場合には、法院は認可をしてはならない（民1079 II）。この規定は、未成年養子縁組か成年養子縁組かを問わず、一般的に適用される。しかし、未成年養子縁組と成年養子縁組は、それぞれの制度的理念が異なるため、認可の判断基準がさらに区別されている。

a 未成年養子縁組

85年民法の1079条5項2号によれば、「縁組が養子となる者に不利であると認めるに足りる事実がある」場合は、法院は当該縁組を認可してはならない。実務上、法院は、主にこの規定を認可基準として消極的に判断す

⁷⁰ 認可の性質に関する論争について、鄧学仁「論法院对收养所為認可之性質及裁定後之救济」同『親属法之变革與展望』（月旦出版社、1997年）243頁以下参照。

るにとどめ、成立要件が揃えば通常は1回で審理を終結させていた⁷¹。そのため、養子の利益を保護するという改正目的が達成されていたとはいいい難かった。そこで、1993年の児童福利法改正では、「養子となる者の最善の利益」が法院の判断基準として導入され、養親となる者の人格、経済能力、家庭状況および過去においてその他の子どもを世話・監護していた記録が斟酌事項として列挙された（児福27 I）。加えて、7歳以上の子どもの意思の尊重（同II）、試験養育の許可（同III）、訪問調査の囑託（同IV）も規定されたため、法院の態度は一転して積極的になった。2003年に児少法が制定された際に、以上の規定がほぼそのまま同法14条に移され、さらに、「養子となる必要性」を調査することが訪問調査機関の義務として追加された（児少14 V）。「養子となる必要性」について、（訪問調査機関である）児童福利聯盟文教基金会（児盟）の準則によれば、養子制度の趣旨は不幸な子どもを助けることにあり、子どもは実家で成長する権利を有するのであって、父母は子に対して養育義務を果たすべきで、理由なしに責任を免れてはならないとされている⁷²。このように、児盟等の訪問調査機関は未成年養子縁組の可否を判断するにあたって慎重な態度をとっているため、養子に出されそうな子どもが実家に留まる可能性は大きい。もっとも、訪問調査機関の調査結果や意見は、参考にされるのみであり、実際に決定権を握る者は裁判官である。とはいえ、裁判官は、概して、訪問調査機関の意見を尊重して判断しているようである⁷³。「養子となる者の最善の利益」は、2007年の民法改正において、ようやく正式に未成年養子縁組の認可基準として採り入れられた（民1079の1）。また、1083条の1によって1079条の1が1055条の1を準用する結果、養子となる者の年齢、性別、健康状

⁷¹ 鄧・前掲注70)244頁。

⁷² 聯合報1998年5月15日8面。

⁷³ 前掲注72新聞では、「異例の裁定—裁判官、児童福祉機関の意見によらず養子縁組事件を2件認可」という見出しの記事が掲載されている。いずれも児童福祉機関が養子となる必要性がないと認定したにもかかわらず、裁判官は実際の事情（養子を出す者の意思が強固、養親となる者の条件が非常に良い、試験養育の結果が良い等）を重視して養子縁組を認可した。裁判官は、養子縁組の目的について、法律が規定しない限り、それを「不幸な子どもを助ける」ことに限定する必要はないと述べる。

況等も最善の利益の判断要素とされている。

b 成年養子縁組

成年養子縁組の場合には、養子となる者の利益を保護する必要はないとされている。それに代えて、実親の権利・利益を守ることが重要になる。縁組によって実親が生活困難になるとか、または、実親が寝たきりや重病である等、実親にとって不利な事情がある場合には、縁組を認可すべきではないといわれている⁷⁴。そこで、1985年の民法改正では、成年者が養子となる場合、「その事情により縁組が実親に不利であると認めるに足りるとき」が、認可してはならない事項として規定された（民旧1079V③）。さらに、2007年の改正では、「縁組をもって法定義務を免れる意図を有するとき」（民1079の2①）、「縁組の目的に反すると認めるに足りるその他の重大な事由があるとき」（同③）という2つの事項が追加された（民旧1079V③は民1079の2②に移行）。成年養子縁組について認可制度を採るのは、主に養子となる者が縁組を利用して扶養義務を免れる等の脱法行為を防止するためである⁷⁵。具体的には、扶養義務を逃れる目的の場合は1号に、跡継ぎがいなくなることで実親を脅迫する場合は2号に、刑事罰または税を逃れるために縁組する場合は3号に該当すると考えられる⁷⁶。しかし、林秀雄教授は以下のように述べてこれに反論する。例えば、子が扶養義務を逃れるために縁組を利用する結果、実親が生活困難になる場合は、1号と2号のいずれにも該当するから、1号を独立して規定する意味がない。また、実親の同意が既に養子縁組の実質的要件として追加されているので、実親に当該縁組が自身にとって不利であると判断する能力があれば、それに同意するはずはない。したがって、実親が事実上意思を表示することができない場合でなければ、1号および2号は機能しない。そして、3号の「縁組の目的」とは何かが不明である。親子関係を結ぶ意思でなく、その他の目的に基づいて縁組契約を締結するとすれば、縁組に対する実質的意思を欠くため、縁組が当然に無効になる⁷⁷。要するに、林教授は、旧規

⁷⁴ 立法院編・前掲注39（下冊）833頁。

⁷⁵ 法務部編・前掲注40）607頁。

⁷⁶ 戴東雄「論民法親屬編修正内容與檢討」月旦法学雑誌147号（2007年）27頁。

⁷⁷ 林秀雄「論我国收養法之修正」月旦法学雑誌151号（2007年）178頁。

定のまま問題はなかったとして、旧規定を支持しているものと思われる。なお、「その事情により縁組が実親に不利であると認めるに足りるとき」の判断基準について、台湾高等法院は、実親が縁組によって扶養もしくは世話される権利を奪われるため、生計を維持できないとか、世話する者を欠く恐れがある等のすべての事実を斟酌して、客観的な事情に基づいて認定すべきであるとしている⁷⁸。

2 年齢差要件

(1) 立法の沿革

養子縁組は、養親子間に法的親子関係を生じさせるものであるから、養親子間に一定の年齢差があるのが妥当である⁷⁹。2007年改正前の民法1073条は、当時調査した外国の立法例における最大年齢差30歳と最小年齢差10歳を折衷して、「養親の年齢は、養子より20歳以上年上でなければならない」と規定した⁸⁰。養親には、子に対する保護・教育義務を負うに足りる成熟した人格や経済力が欠かせないということがその理由とされたが⁸¹、この規定は、一部の連れ子養子縁組が締結できない事態を生じさせた⁸²ため、強い批判を浴びた。その結果として、2000年に司法院大法官會議積字502号解釈が出され、これを受けて法律が改められた。502号解釈においては、「民法1073条（年齢差要件）は…わが国の倫理観に合致する。それは、社会秩序を維持し、公的利益を増進するために必要であり、憲法が保障する自由権の趣旨に抵触するものではない⁸³。…合理的な年齢差に関する規

⁷⁸ 台湾高等法院台中分院91（2002）年家抗字70号裁定。

⁷⁹ 陳ほか・前掲注2）336頁。

⁸⁰ 史尚寛『親屬法論（台三版）』（1974年）536頁。

⁸¹ 法務部編・前掲注40）597頁。

⁸² 裁定書を読む限り、このような事例は決して少なくない件数で確かに生じていた。

⁸³ 黄宗楽「收養者與被收養者之年齡間隔及違反時之効果——司法院大法官會議積字第502号解釋評析」台湾本土法学11号（2000年）63頁は、同解釈に対して以下のような疑義を示す。昔の立嗣制度は、昭穆相当を要求することどまり、「嗣子が嗣母より年上であっても、違法とはいえない」としていた（大理院3年上字447号判例）。したがって、年齢差要件がわが国の倫理観に合致するかどうか疑問である。また、現在では年齢差要件を設けていない国もある。それ以上に、はたしてそれは「社会

定は立法の裁量事項であるが、家庭の平和と養子となる者の権利を考慮し、夫婦が共同して縁組をする場合または夫婦の一方が他方の子を養子とする場合には、社会生活における現実の需要に応じて緩和的な規定を設ける必要がある」とされた。そこで、2007年の民法改正では、婚姻適齢（民980）と台湾における風習上の成人年齢（成人式を行う年齢）が16歳であることを参考にし、夫婦共同縁組の場合、「夫婦の一方が養子より20歳以上年上で、かつ他の一方が養子より16歳以上年上」であればよいとした（民1073 I 但書）。また、夫婦の一方が他方の子を養子とする場合についても、年齢差要件を16歳以上に引き下げた（同II）⁸⁴。なお、新规定について、黄宗樂教授は以下のように指摘する。「養子縁組は自然な親子関係を擬制するものなので、養親子間においても実親子にふさわしい年齢差が必要である。だが、夫婦共同縁組あるいは連れ子養子縁組の場合には、例外的に法院に裁量権を与え、それを容易に成立させるべきである⁸⁵」。

(2) 違反時の効果

年齢差要件に違反した縁組の効果について、1985年の改正前は明文規定がなかった。学説では、強行法規に違反しており無効であるとの見解が多数だったが⁸⁶、実務では、「その取消を法院に請求することができる」とされていた⁸⁷。民法改正の際には、縁組が年齢差の規定に違反すれば、公序良俗に悖り、弊害を生じる恐れがあるという理由で、その効果を「無効」と定めた（民旧1079の1）⁸⁸。年齢差要件に違反した縁組が無効とされなければならない理由については、司法院大法官會議49（1960）年积字87号解釈の解釈申立理由書から窺うことができる。同理由書には、「司法院35（1946）年院解字3120号解釈を利用し、養女を買って働かせることによって儲けようとする者が多い。調査によると…しばしば年齢差10歳前後の養親

秩序を維持し、公的利益を増進するに必要」であるのかが、さらに疑問である。

⁸⁴ 法務部編・前掲注40)597頁。

⁸⁵ 黄・前掲注83)64頁。

⁸⁶ 趙鳳喈『民法親屬編』（1945年）172頁、史・前掲注80)550頁等。

⁸⁷ 35（1946）年院解字3120号解釈等。

⁸⁸ 立法院編・前掲注39（下冊）834頁。

子がみうけられ、その多くは、金銭の授受によって実親の黙約を得たものである」と記されている⁸⁹。そこで、このような弊害を取り除くには、「取消」ができるだけでは意味がなく、「無効」という効果が必要であった。しかし、法院の認可が養子縁組の要件とされたことに伴い、養女売買の問題は差し当り解決された。したがって、むしろ「取消」という効果の方が養子の利益に合致するのではないかと思われる⁹⁰。ところが、2007年の改正でも、年齢差要件違反の縁組の効果は依然として「無効」とされた。

3 近親間縁組の制限

1985年の民法改正によって、はじめて近親間縁組の制限的規定が設けられた（民旧1073の1）。伝統的倫理観を維持するために、直系血族（同①）、直系姻族（同②）、〔輩分〕（長幼の順序、かつての〔昭穆〕とほぼ同義）が相当でない8親等内の傍系血族および5親等内の傍系姻族（同③）を養子とすることが禁止された。ただし、円満な婚姻および家庭生活に配慮するため、夫婦の一方が他方の子を養子とする場合は例外的に許される（同②但書）⁹¹。倫理とは、儒教が強調する人倫の道であり、人倫とは、人との秩序関係、すなわち、父子、夫婦、兄弟等における上下や長幼の秩序のことである。例えば、親が子の世話をするのに対して子は親に孝行し、また、兄が弟を愛護するのに対して弟は兄を尊敬しなければならない。すなわち、親は親として、子は子として、人はそれぞれの身分に応じた本分を尽くすべきだとされている。このような倫理観は、個人の品格のみならず、家の存続、国の盛衰、ひいては天下の興亡にもかかわると考えられ、昔から中国社会を支配してきたのであって、今回の改正ではじめて議論されたわけではない。かような倫理観に基づくと、祖父母は孫を、舅姑は嫁

⁸⁹ 黄士賢『我国與英国收養制度的比較研究』国防大学管理学院法律研究所修士論文（2006年）83頁。なお、聯合報1952年7月24日5面は、年齢差要件を満たしていない養女問題を取り上げている。

⁹⁰ 黄・前掲注83)64頁も同旨であり、さらに、養子縁組に対し国家機関による決定方式を採用する場合は、西欧養子縁組法のように当事者または関係者による縁組の無効および取消の主張を認めず、離縁の主張だけを認めれば済む、とする。

⁹¹ 立法院編・前掲注39（下冊）829頁以下。

婿を、兄弟は弟妹を養子とすることは許されないことから、台湾においては、孫養子、婿養子、兄弟養子は認めておらず、縁組を結んだとしても、当該縁組は無効になる（民旧1079の1、民1079の4）。以下では、孫養子縁組・婿養子縁組の禁止を含め、近親間縁組の制限について検討する。

(1) 実子養子縁組の可否

民法1072条は、「他人の子を養子とするとき、養親となる者は養父又は養母、養子となる者は養子又は養女とする」と規定している。ここでは、縁組は、他人の子を養子とするものとされている。これを受けて、民法1073条の1第1号は、直系血族を養子としてはならないと規定している。非嫡出子が認知・準正された場合には、その子どもと実親との間に法的親子関係が生じるため、もはや縁組をする余地がない⁹²。そこで、認知・準正されていない非嫡出子を養子にできるかどうか問題となる。

民法1065条2項によれば、非嫡出子は、実母の認知を待たずとも、実母との間に直系血族関係が発生する。したがって、実母は非嫡出子を養子とすることができず、縁組をしても無効になる⁹³。これに対し、実父が非嫡出子を養子とすることについては、否定と肯定の両説がある。否定説は、民法1072条の文理解釈によって、自己の非嫡出子は他人の子でないため、縁組は許されないとする⁹⁴。他方、肯定説は、民法1073条の1第1号の文理解釈によって、非嫡出子が実父に認知される前はその間に直系血族関係が生じないため、その縁組を承認しても構わないとする。ここでは、嫡出でないという偏見や世間の非難の目を避けるために、縁組によってでも父子関係を維持したいという実父の意思が重視されている⁹⁵。もっとも、両

⁹² 非嫡出子は、実父に認知された場合に嫡出子とみなされるが（民1065 I）、実母との関係については直ちに嫡出子とみなされるため、実母による認知は不要である（同II）。実父母が結婚することによっても同じ効果が生じる（民1064）。したがって、認知または準正された非嫡出子を養子にすることには実益がないといわれる（陳ほか・前掲注2）334頁。

⁹³ 林秀雄「非婚生子女之収養」月旦法学雑誌73号（2001年）12頁。

⁹⁴ 胡長清『中国民法親屬論〔台一版〕』（台湾商務、1946年）251頁。

⁹⁵ 史・前掲注80）534頁、陳ほか・前掲注2）335頁。

説には実質的な差異がない⁹⁶。肯定説を採っても、縁組後において当該非嫡出子が実父によって養育されると、民法1065条1項により認知があったことになり、嫡出子とみなされる。認知の効力は、非嫡出子が出生したときに遡及するため、出生時に直系血族関係があったこととなる（民1069）。したがって、この縁組は、民法1073条の1に違反して無効になる。他方、否定説によって縁組が無効になるとしても、無効行為の転換（民112）によって無効の縁組から有効の認知に転換する結果、実親子間に法的親子関係が生じる。要するに、肯定説にせよ否定説にせよ、縁組は無効になるが、認知があることによって、法的親子関係が生じる、という結果に変わりはないのである。それならば、嫡出でないことへの社会的偏見を避けられることに加えて、1985年の改正によって、養子の相続分が嫡出子の2分の1から嫡出子と同様となり（民旧1142条削除）⁹⁷、実子養子縁組を承認しても子どもの相続分に差は生じなくなったことから、実子養子縁組の成立を認めてもよいと思われる。ところが、実務では、実子養子縁組は認められていないようである⁹⁸。

(2) 孫養子縁組の禁止

孫養子縁組とは、自分の孫を養子とすることをいう。台湾では、近親間縁組の場合に、養親子間に相当の輩分が要求されるため、祖父母が父母となり孫が子となるような孫養子縁組は、宗を乱すものとされ、認められな

⁹⁶ 林・前掲注93）13頁。

⁹⁷ 縁組によって養子と実親との関係が停止されるため、養子は実親に対して相続権を失う。にもかかわらず、養親からの相続分も不平等にすれば、公平を欠くため、本条が削除された（司法院第一廳編『民法親屬繼承編及其施行法修正条文暨說明』（司法院秘書處、1985年）153頁）。

⁹⁸ 前掲注42ホームページで公表されている養子縁組の認可に関する裁定書（2000～2008年）のうち、実子養子に関するものとしては、宜蘭地方法院92（2003）年養声字86号裁定と桃園地方法院94（2005）年養声字318号裁定があるだけだが、いずれも却下されている。前者の裁定文は、冒頭で縁組と認知との区別に言及している。すなわち、縁組は当事者に血縁上の親子関係がないこと、認知は当事者に血縁上の親子関係があることを前提とする。したがって、縁組の当事者は生物学的親子であるなら、認知の規定に従って救済を求めるべきだと判断した。

い⁹⁹。しかし、宗祧継承のために、他人の子を自分の孫とする〔養孫〕という慣習が存在している。前述のように、台湾における養子縁組は、父方の叔父が父方の甥を養子とする「宗のため」のものであった。宗祧継承という制度は、血縁および輩分によって支えられているためである。ところが、男性に実子がなく、跡継ぎにふさわしい者が近親者の子世代にいないが孫世代には存在する場合、養孫を認めなければ、血統の遠い者や血縁のない者の中から養子を探さなければならないこととなる。すなわち、養孫を認めないと現実の需要に応えられないと考えられているのである¹⁰⁰。しかし、養孫は、あくまでも孫であって子となるわけではなく、親子関係における保護・教育の責任が養祖父母に生じるわけでもないため、養孫は両親が不在のまま正常な家庭で成長することができず、妥当ではないとの批判もある¹⁰¹。1985年の民法改正では、養孫制度の立法化を求める動きもあったが、採用されなかった¹⁰²。

(3) 婿養子縁組の禁止

民法は、原則として直系姻族間の養子縁組を禁止している。しかし、この規定が設けられる1985年以前は、夫婦が共同して同じ者の養子になれるかどうか、また、婿を養子とすることができるかどうかについて論争があった。後者について、大法官会議は、「甲が丙を養子とすると同時にその娘を丙と婚姻させるという慣習は、その間に生物学的血縁関係がないため、民法983条（近親婚の制限に関する規定）の制限を受けない」として、婿養子縁組を認めた¹⁰³。しかし、その後、「この慣習は婿入り行為であり、民法上の縁組ではない。したがって、養子が養親の嫡出子と結婚しようとするれば、結婚前に縁組を終了しておかなければならない」という反対の見解を示した¹⁰⁴。この論争は、結局立法によって決着し、夫婦が夫婦である

と同時に兄弟姉妹であることは倫理観に反するとして、配偶者の子を養子とする場合を除き、直系姻族間の養子縁組は禁じられた¹⁰⁵。

しかし、婿養子縁組については、これを認めてもよいと考える。舅姑が婿を気に入り息子としてつき合いたいと考えるならば、娘の同意（民1076、夫婦の一方が養子となる場合における他方の同意）を得ている限り問題はなく、それを禁じる理由はないように思われる。縁組によって舅姑と婿の関係が以前より親密になり、家族間の絆を強めることになるならば、それを非難する必要もないだろう。舅姑が嫁を養子とする場合も同じである。

(4) 連れ子養子縁組に対する制限

氏が異なることや非嫡出子であることが子どもにおよぼす心理的な悪影響を考慮して、配偶者の子どもを養子とすることが多い¹⁰⁶。とりわけ、養親となる者とその配偶者との間に別に嫡出子を儲けたときは、家庭の平和と円満のために縁組の成立がさらに期待される¹⁰⁷。このような縁組については、改姓が重要な理由となるがゆえに、台湾民法における子の氏に関する規定を把握する必要がある。夫婦別姓制を採る台湾民法（民1000、なお、例外もある）の下で、かつて、子は原則として父の氏を称すると規定されていたため、妻の連れ子は、通常、その父の氏を称していた（民旧1059 I）。同条は、2007年の民法改正において、子の氏を父母の協議で決められるように改められたが、婿入り婚といわれるのを厭うため、実際に母の氏に決定するものは、わずか1.3%にすぎない¹⁰⁸。したがって、例えば、A女（甲氏）とB男（乙氏）が夫婦であるならば、その嫡出子Cは、通常B男の氏（乙氏）を称する。そして、A女とB男が離婚すると同時に、協

¹⁰⁵ 林秀雄「姻親収養之限制」台湾本土法学22号（2001年）102頁。

¹⁰⁶ 基隆地方法院95（2006）年養声字90号裁定、桃園地方法院96（2007）年養声字115号裁定等。

¹⁰⁷ 桃園地方法院96（2007）年養声字235号裁定等。

¹⁰⁸ 聯合報2008年5月12日9面。内政部が2007年5月から2008年2月にかけて行った統計の結果である。なお、この記事によれば、子が母の氏を称すれば、周りの人々が「婿入り」だと思いがちなので、夫にとって情けないことである。また、妻の父母は、娘が悪い嫁だといわれることを恐れるという事情もある。

⁹⁹ 史・前掲注80)534頁。

¹⁰⁰ 趙・前掲注86)166頁、史・前掲注80)534頁。

¹⁰¹ 陳ほか・前掲注2)334頁、戴ほか・前掲注2)355頁。

¹⁰² 養孫制度の立法経緯について、楊・前掲注61)5頁以下。

¹⁰³ 司法院大法官會議41（1952）年釈字12号解釈。

¹⁰⁴ 司法院大法官會議43（1954）年釈字32号解釈。

議によってCの親権者をA女とした後、A女がD男（丙氏）と再婚した場合、この再婚家族のメンバーであるD男・A女・連れ子Cの氏はばらばらになる。法律によってCの氏を親権者であるA女の氏に変更することができるが（民1059V）、それでもD男の氏とは依然として異なる。そこで、Cの氏をD男の氏と一致させるには、養子縁組が唯一の方法となる。妻の子が非嫡出子の場合も同様である。非嫡出子は母の氏を称するため（民1059の1I）、氏を変えるには、同じく縁組によらなければならないからである。このように、夫が妻の子を養子とする現実の要請は強く、実際にも連れ子養子の養親となる者は男性の方が圧倒的に多い。すなわち、連れ子養子縁組において、妻の子を養子とすることが多数である状況は、制度的な理由による部分もあるものの、むしろ伝統的な思想に影響された結果といえるであろう。

連れ子養子縁組の場合に、法定代理人である父母の一方が単独でその子を配偶者の養子にできるかどうかは、かつて論点の1つであった。黄宗樂教授の主張は、以下のとおりである。離婚後の子に対する監護がまさに親権であり、また、子の身分行為に対する代理権および同意権は親権の内容の一部である。そのため、法定代理人である父母の一方は、理論上、他方の同意を得ずに単独で養子縁組契約を締結しうる。もっとも、子が養子となれば、その子と親権を行わない者との法的親子関係が断絶される。しかし、親権を行わない者は、単に親権が停止されるにとどまり、子に対する面接交渉権は有している。したがって、子および親権を行わない者の利益を確保するために、法院は、特殊な場合を除き、親権を行わない者の意見を聴取すべきである¹⁰⁹。他方、養子縁組に対する同意権は、血縁関係から当然に生じる権利であり、それと子の養育・世話に関する親権とは異なるものであるとして、法定代理人である父母の一方が単独で縁組することを認めない反対説もある¹¹⁰。なお、実務においても賛否両論があったが¹¹¹、

1993年の児童福祉法改正において、「父母が児童を養子に出すことについて意見が一致しない、又はその一方が行方不明のときは、他方は法院に対して認可を申し立てることができる。法院は、調査により縁組が児童の最善の利益に合致すると認められるときは、それを認可すべきである」という規定が追加されたことで、この論争は決着をみた（児福27VI、児少14VIIも同旨）。すなわち、立法者は肯定説を採り、子の利益を優先させるべきだとして、縁組の可否に対する決定権をもつばら法院に委ねることにした。その後、2007年の民法改正では、「縁組関係成立後、養子と実親との間の権利義務関係が停止状態となり、当事者の権利に大きな影響を与える」ことから、実親の同意が成立要件として追加された（民1076の1I）。ここでは、ドイツ民法1747条とスイス民法265条の1が参考にされたが、父母の同意権は、親子関係の本質から生じた固有の権利であり、法定代理人の代理権または同意権とその性質を異にすると理解されている。ただし、父母の一方または双方が「保護及び教育の義務を果たしていないとき、又は明らかに子の利益に反して同意を拒絶するとき」、あるいは、「事実上、意思表示をすることができないとき」は、養子となる者を保護するために、同意はなくてもよい（同条但書）¹¹²。しかし、この例外規定は同条の立法趣旨と矛盾しているとの指摘がある。すなわち、父母の同意を求める立法趣旨は、「父母が離婚してから親権を行う一方が法定代理人として子の代わりに縁組するときは、親権者でない他方の意思を尊重するために、その同意を必要とする」というものである。しかし、親権者でない他方は、そもそも子に対して保護及び教育の義務を果たすことができないのに、その義務を果たしていないという理由でその同意を剥奪することには、疑問があるところである¹¹³。なお、民法と児少法をいかに調整するかにも注意すべきである¹¹⁴。

¹⁰⁹ 黄宗樂「離婚後子女之監護與親權行使」中華法学会2号（1992年）226頁。

¹¹⁰ 王海南「夫婦離婚後對於共同子女出養同意權之行使」林秀雄主編『民法親屬繼承爭議問題研究』（五南、2000年）104頁。

¹¹¹ 司法院第一廳（民事廳）の研究意見は一貫しない。詳細は、李玲玲「論任親權人之一方對未成年子女之出養權—兼評收養法修正草案之相關規定」方文長教授90華

誕祝壽論文集編輯委員會『比較民商法論文集』（元照、2005年）201頁以下。

¹¹² 法務部編・前掲注40）599頁以下。

¹¹³ 李・前掲注111）211頁。

¹¹⁴ 許樹林「論民法親屬編修正後之未成年人收養」司法周刊1344号（2007年）2面。

(5) 親族養子縁組に対する制限

傍系血族または傍系姻族を養子とすることは、まさに本稿でいう親族養子縁組にあたる。台湾において、この場合に相当の輩分があえて要求されるのは、伝統的な倫理観に基づくためである。もっとも、輩分が相当でなければならぬという観念は、親族養子縁組に限らず、すべての近親間縁組に通底している。輩分が相当でなければ、宗の秩序を乱すことになるため、相当の輩分を遵守しなければならないという発想は、立嗣制度にその端緒をみいだすことができる。つまり、「宗のため」の養子縁組における制限が、すべての近親間縁組にもおよんでいるわけである。

近親間縁組の制限について、1985年以前は法律に明文がなかったため、学界は、様々な解釈論を試みた。民法1条に基づいて慣習による解釈を主張する者もいれば¹¹⁵、民法72条に基づいて輩分が相当でない縁組を公序良俗違反として無効と主張する者もいた¹¹⁶。また、「養親子関係は自然を擬制する」という原則によれば養親子の関係は嫡出親子関係と同じになるため、養親子は輩分が相当しなければ縁組できないという主張もみられる¹¹⁷。それぞれ、根拠は異なっているが、相当の輩分を強調している点は共通している。さらに、輩分は相当しなければならないが、近親間の養子縁組には年齢差を制限する必要はないと主張する者さえいる¹¹⁸。最高法院49(1960)年台上字1927号判例は、「婚姻と養子縁組とは同じく身分関係を発生せしめる行為」であるから、養子縁組の無効および取消については、婚姻法の規定を類推適用すべきだと判断した。そのため、立法者は、近親婚の制限に関する民法983条の規定を参考にし、旧1073条の1を定めた。

旧規定について、黄宗樂教授は、以下のように批判した。その制限範囲は諸外国の立法例にみられないものであり、しかも、8親等内の傍系血族または5親等内の傍系姻族であるか、輩分が相当しているかを調査することは現実にはきわめて困難であり、事実上不可能に近い。それに加えて、

¹¹⁵ 趙・前掲注86)162頁。民法1条は、「民事、法律に規定がないときは慣習に従い、慣習がないときは法理に従う」と規定している。

¹¹⁶ 曹傑『中国民法親屬論〔新一版〕』（1946年）185頁。

¹¹⁷ 胡・前掲注94)246頁。この主張は民法旧1077条を用いて解釈する。

¹¹⁸ 趙・前掲注86)162頁。

親族養子縁組は需要が高いため、この制限範囲を狭める必要がある、というものである¹¹⁹。黄教授は、さらに、年齢差の制限を緩めることにより親族養子縁組の成立を促すべきであると説いた¹²⁰。1998年に民法983条が改正されたのを受けて、2007年の民法改正では、1073条の1第3号も「傍系血族8親等」とされていた規定が「傍系血族6親等」に狭められた。とはいえ、台湾の養子法が未だに輩分に重視しているのであって、伝統的な観念に拘泥していることは明らかである。

4 養子縁組の効果

縁組後の養親子関係は「法律に別段の規定がある場合を除き嫡出子と同じ」だが（民旧1077）、養子と実親との関係は停止される。また、縁組の要件として、夫婦共同縁組の場合を除き、1人が同時に2人の養子となることができないとされている（民1075）。実親との関係を断絶させ、重複縁組関係を認めないことから、台湾養子法は、「自然」を擬制して養親子をあたかも実親子のように扱い、1人の子に1組（または1人）の親しか持たせないようにしていることがわかる。もっとも、成年養子を不完全養子化している諸外国の立法動向に従って、台湾養子法も若干修正された。以下では、縁組の効果を踏まえながら、これらの修正について分析する。

(1) 養方との親族関係の発生

養子縁組によって、養子は、養親の氏を称することになる（民旧1078 I）。他方、養親は、未成年養子に対して親権を行使する。また、養親子は相互に扶養義務を負い、相互に相続権を有する。養子の氏について、2007年の民法改正で「養子は、養親の氏を称する又はその元の氏を維持する」とされたが、これは「養子が元の氏を維持する必要がある、かつ養親の同意を得たときは、子の最善の利益の原則に基づき、その元の氏を称してもよい」と解されており¹²¹、その立法趣旨は子の最善の利益を図ることにある、と考えられる。しかし、未成年養子縁組の場合、養子と養親の氏が異なれば、

¹¹⁹ 陳ほか・前掲注2)337頁。

¹²⁰ 黄・前掲注83)62頁。

¹²¹ 法務部編『民法親屬・繼承編』（法務部、2008年）115頁。

養子が養親の実子ではないことが公になるため、かえって養子の利益に反することになろう¹²²。他方、成年養子縁組の場合、元の氏を維持することは、成年養子の不完全養子化の一面と考えられるものの、実方の宗を継ぐことをも意味しているので、宗祧継承制度を廃止する立法趣旨にはそぐわない¹²³。なお、養父、養母および養子がそれぞれ各自の氏を称することは、家の氏を複雑にするため、妥当ではない、という指摘もある¹²⁴。

改正前の民法では、養子と養親の関係は嫡出子と同じと定められていたが、養子と養方親族との間、あるいは、養子の直系卑属と養親およびその親族との間において、親族関係が生じるかどうかは明らかではなかった。前者については、伝宗接代という伝統的思想の影響から肯定説が有力であったが¹²⁵、2007年の改正民法においては、縁組の効力が養親の親族におよぶと定められたため、この争いは終結した。後者については、養子の直系卑属、とりわけ縁組時に既に存在している未成年の子の保護や教育の問題がポイントである¹²⁶。完全養子型の精神に基づけば、縁組の効力は、認可後に生まれた養子の直系卑属にはもちろん、当事者に約定がある場合を除き、認可前に生まれた者にもおよぶ¹²⁷。そのため、養子の直系卑属は、通常、養家に入る。しかし、縁組の認可前に既に成人した直系卑属は保護や教育の必要はないのであるから、重要なのは、その利益の保護、独立した人格の尊重ないし身分関係の安定である¹²⁸。このような理解に基づいて、また、成年養子の不完全養子化という諸外国の立法動向に鑑みて、改正法

¹²² 戴ほか・前掲注2)372頁も同旨。

¹²³ 王海南「論民法親属編關於収養之修正規定」月旦法学雑誌148号(2007年)211頁。

¹²⁴ 林秀雄「台湾における養子法の改正について(下)」戸籍時報631号(2008年)19頁。

¹²⁵ 戴ほか・前掲注2)373頁参照。

¹²⁶ 戴ほか・前掲注2)374頁はそれに主眼を置いて説明している。

¹²⁷ 陳ほか・前掲注2)359頁以下。完全養子型の特徴は、前掲注3のとおり、「実方との親族関係が完全に切断される」とともに、「子が完全に養親のみの子になる」ということである。陳ほかは、後者の点に注目しているようである。なお、認可前の養子の子は、「子」であり、「実方親族」でないため、縁組によっても養子となった父母との親子関係は変わらないと解すればよいと思われる。

¹²⁸ 戴ほか・前掲注2)374頁、法務部編・前掲注40)604頁。

には、「養子が認可のときに既に直系卑属を有している場合は、縁組の効力はその未成年かつ未婚の直系卑属だけにおよぶ。ただし、縁組の認可前に、その成年又は既婚の直系卑属が同意を表示するときは、この限りでない」と規定された(民1077IV)。すなわち、養子に成年または既婚の直系卑属がある場合には、本人の意思を尊重することが明文文化された。

(2) 実方との権利義務関係の終了

1930年の民法制定当時、1083条において「養子は、縁組を解消したときからその本姓を回復し、かつ、その実親との関係を回復する」と規定された。学説は、この規定を反対解釈し、離縁するまで養子と実親との権利義務関係が停止すると考えていた¹²⁹。実務においては、その間の権利義務が縁組によって消滅し¹³⁰、養子は実親に対して扶養義務を負わず相続権も有しないとされていた¹³¹。なお、1953年の大法官會議積字28号解釈によれば、縁組後においても養子と実親との自然な血族関係は依然として存在し、1083条によって回復される対象は、その相互の権利義務を指すにすぎないとされている。したがって、養子が実親や実兄弟との性行為におよべば血族性交罪に該当し(刑230)、養子が実親を殺せば尊属殺人罪が成立する(刑272)。また、民法983条も養子と実方親族との近親婚を制限している。2007年の改正民法は、「養子と実親及びその親族との間の権利義務関係は、縁組関係存続中はこれを停止する」と定め、完全養子型を採用することを正面から宣言している(民1077II前段)。

もともと、1928年の親族法草案58条2項は、親権について、養親が実親に優先するとしていたのであって、実親の親権を完全に否定していたわけではない¹³²。また、養子の実家における地位を維持するものとする当時のフランス法¹³³を母国法としたフランス人顧問が民法草案の策定に参与し

¹²⁹ 史・前掲注80)559頁参照。

¹³⁰ 30(1941)年院字2120号解釈。

¹³¹ 最高法院29(1940)年12月17日決議。

¹³² 司法行政部編・前掲注34)358頁。

¹³³ 山本正憲「フランス養子法概説」同『養子法の研究IV』(法律文化社、1989年)60頁。

ていた¹³⁴。さらに、1931年に親族編の改正草案が提出されたが、そこでも養子と実親との親族関係は縁組によって消滅せず、互いに相続権および扶養請求権を有すると規定されていた¹³⁵。他方、台湾の慣習では、嗣子をはじめとする非買断養子は、現実に様々な形で実方親族と関係を保っていた¹³⁶。加えて、日本統治時代には、買断養子が禁止されていた。これらの事実からすれば、旧1083条の規定は、不完全養子型を採っていると解釈することも可能であるにもかかわらず、なぜ民法制定後の学説および実務がいずれも旧1083条を完全養子型と解しているのかについては、疑問がある。

(3) 重複縁組関係の禁止

民法1075条は、夫婦が共同して縁組する場合を除き、1人が同時に2人の養子となることはできないと規定している。立法者が同時に2つ以上の親子関係を子に生じさせないようにしたのは、権利義務関係の複雑化を防止し¹³⁷、成長に適した環境を子どもに与えるためだと思われる¹³⁸。また、台湾における養子縁組制度の沿革に照らせば、この規定の立法趣旨は、伝統的な〔兼祧〕制度および子どもの人身売買の防止にあると考えられる¹³⁹。宗祧継承の制度においては、一人っ子が他人の嗣子になれば、実方の祭祀が絶えてしまうため、一人っ子は嗣子になってはならない。ただし、一定の状況の下では、一人っ子による兼祧または〔三祧〕も許されていた¹⁴⁰。

¹³⁴ 盧・前掲注34)161頁。

¹³⁵ 司法行政部編・前掲注34)829頁。

¹³⁶ 法務部編・前掲注28)176頁。その内容は、服喪、養子の結婚に関する通知のほか、実父の意思または相続人の協議で実家の財産を与えられるにとどまり、現代法でいう親子間の法的権利義務関係の内容とは異なる。ただし、実家の同意を得ないと転縁組ができないという点は、実親が一部親権を保有していることと関連しており、現代法の権利義務関係に関わる内容を有すると考えられる。

¹³⁷ 林文村『從現代收養法之立法趨勢檢討我國收養之實質要件』国防管理学院法律学研究所修士論文(1994年)150頁参照。

¹³⁸ 李甲孚「古代・現代收養制度與台湾收養養女問題的綜合研究」法学叢刊94号(1979年)20頁。

¹³⁹ 戴ほか・前掲注2)356頁。

¹⁴⁰ 法務部編・前掲注28)168頁以下。

兼祧等によって、嗣子は、叔父の祭祀だけでなく実父の祭祀も続けられるようになるが、嗣子は同時に数人の子にもなる。しかし、民法制定時に宗祧継承制度が廃止されたため、兼祧ももはや認められなくなった。すなわち、一人っ子が他人の養子となる場合、縁組関係が終了するまでは実親との関係（は停止し、これ）を回復しえないため、兼祧とはいえないとされている¹⁴¹。なお、台湾では、慣習として買断養子縁組が行われていたため、転縁組が可能であった。立法者は、人身売買を防ぐために、転縁組を認めるべきではないとの考え方から、この規定をおいたものと思われる¹⁴²。

そこで、養子を他人に収養させなければ、まず離縁し、その後、実親が養子に出すかどうかを決定するという手続が必要と解されている¹⁴³。しかし、現行法は、養子縁組に対して既に認可型を採用しており、縁組が養子の利益に合致するかどうかを事前に審査しうるため、転縁組を禁止する必要はないとの指摘がある。この指摘によれば、縁組関係は、養子と第2の養親との間に成立し、元の養親との縁組関係が消滅すると解すれば済むとされる¹⁴⁴。実親が第2の縁組に利害関係者として関与できるならば、転縁組を禁止する必要はないと思われる。なお、完全養子型を採用している台湾では、養子に対する親権は養親が独占的に行使するため、養子の転縁組についての代理権または同意権は、当然に養親に属すると解されよう。また、養子を手放し、養育を断念した実親より、厳しい審査を経て親となった養親の判断に基づく転縁組の方が、養子の福祉に資する場合は多いのではないだろうか。したがって、転縁組の可否について議論する際に、民法1075条を持ち出す必要はないと考えられる。

第2節 現実面に起因するもの

近年、台湾における養子縁組の件数が減少している原因として、人工生殖技術の進展に伴って養子を迎える必要性が減少していることや¹⁴⁵、景気

¹⁴¹ 21(1932)年院字761号解釈。

¹⁴² 戴ほか・前掲注2)356・365頁。

¹⁴³ 戴ほか・前掲注2)356頁。

¹⁴⁴ 陳ほか・前掲注2)350頁以下。

¹⁴⁵ 聯合報2006年7月5日C5面。

の悪化に伴って養子の扶養が家計にとって過度の負担となるため、養子を迎えるのをためらう人が増えていることが挙げられる¹⁴⁶。また、避妊の知識が普及したため、望まれない子ども自体が減少しているともいわれている¹⁴⁷。図表7を再びみてみれば、2007年までは、確かに未成年養子縁組に関する訪問調査嘱託件数は減少している。したがって、養子縁組の全件数の減少は、未成年養子縁組の減少によってもたらされた結果だといえる。もっとも、子に恵まれない百組以上もの夫婦が1人の棄児をめぐる激しく争うような養子争奪が、実際になされていることを無視すべきではない¹⁴⁸。なお、退職金制度や生活保護等の社会保障制度が整ってきたことに伴い、成人を養子にして老後の面倒をみてもらう必要性が薄れてきたため、成年養子縁組も減少していると推測される。また、伝宗接代の観念は今でも台湾社会に潜在しているが、これが養子縁組によらず、他の形で実現されていることはこれまでも何度か述べてきた。このことも、養子縁組が減少している重要な一因だと思われる。

未成年養子が多いという状況は、以前から続いている¹⁴⁹。わが子を養子に出す理由については、かつては子どもの数が多く養育しきれない等の事情が多かったが¹⁵⁰、今日では経済的事情に加えて未婚出産によるものが多い¹⁵¹。いずれにしても、子が小さいうちに養子に出されることが一般的である。養親の縁組目的が伝宗接代であっても、養子を小さい頃から育てることは、親子の情を涵養することに資するだけでなく、その労働力を利用したり子どもを育てたいという願いをかなえたりできるので、望ましく思われているようである。

¹⁴⁶ 聯合晩報2008年9月29日A9面。

¹⁴⁷ 聯合報2002年9月21日17面。

¹⁴⁸ 聯合報2006年6月29日C2面・同2001年6月19日18面・同2000年7月1日19面等。

¹⁴⁹ 台湾銀行経済研究室編『台湾私法人事編』（台湾銀行、1961年）には、28通の立嗣の書面が載っているが、そのうち、25通は未成年に関するものである。

¹⁵⁰ 前掲注37。

¹⁵¹ 児盟が2009年1月から10月までに受け付けた電話相談記録511件をまとめたところ、「経済的事情がある」に該当するものが87.1%、「未婚出産」が42.2%だった。前掲注53ホームページ。

台湾は国際養子の輸出国であることについては、どのように説明すべきであろうか。児盟の調査（2008年）によれば、台湾人が子どもを愛するのには、一定の条件があるという¹⁵²。養親候補者の77%は、「瓜の蔓に茄子はならぬ」といった考え方から、犯罪歴や麻薬常用歴を有する親の子どもを拒絶している。また、72%は世話が大変だという理由で、重病や障害を抱える子どもを受け入れない。さらに、45%の者は、自分と似ていない子どもを養子としたがらない。養子であることが世間に知れると、家族が人々の蔑視の視線にさらされるだけでなく、養子が自分の元から離れてしまうのではないかと危惧するからである。そのため、容姿がまったく異なる外国人の子どもはもちろん、台湾原住民の子どもや父母の一方が東南アジア人である子どもを養子に迎えることも敬遠されがちである。もっとも、根本的な問題は、台湾人の意識に伝宗接代の観念がいまだに根強く残っていることが指摘される。宗の概念が血統の同一性を重視するため、養子に原住民等の血や実親の汚れた血が流れていることは許さない。また、養子が病弱であれば祭祀を続けられないだろうから、そのような子どもは相手とされない。実際に、児盟が2004年から2006年までとり扱った養子候補者に対し調査を行った結果、麻薬常用者の子の50%、病気の子の29%、また、原住民等の子の8.3%は、台湾において養親をみつけられなかった。このような子どもは、結局、外国人に引きとられることとなる¹⁵³。

台湾人が外国人を養子とするケースでは、連れ子養子が多い。その背景として、国際結婚の増加が挙げられる¹⁵⁴。外国人の連れ子を養子として迎えるのは、主に在留資格を取得するためだと思われる。なお、陳王論文を基にした新聞記事によれば、養子となる者の多くは、養親となる台湾人男性が中国で商売をしているうちに儲けた婚外子である。そして、実父と台

¹⁵² 前掲注53ホームページ。なお、聯合晩報2008年9月29日A9面、聯合報2003年8月8日A9面・同2002年6月14日35面等も参照。

¹⁵³ 前掲注53ホームページ。

¹⁵⁴ 2007年を例として、婚姻登記全件数135,041件のうち、新郎が外国人や中国人の場合は3,141件であり、新婦は21,559件であるため、国際結婚が18.3%を占めていると推測される。内政部戸政司ホームページ：<http://www.ris.gov.tw/>。

湾にいる妻が共同してその子どもを養子とする¹⁵⁵。したがって、このような養子縁組は養母にとっては連れ子養子であるが、養父にとってはむしろ実子養子なのである。

最後に、台湾では、未成年者の親族養子縁組と連れ子養子縁組が少ない。親族養子縁組が多いのは、伝宗接代がその一因である。児盟の調査（1994～95年）によれば、「親族または友人の伝宗接代の問題を解決する」ことは、子を養子に出す理由の3位である。また、実親による虐待あるいは育児放棄の場合、実親に改善する見込みのないときは、親族間の養子縁組が優先的に考えられる¹⁵⁶。このことを伝宗接代の観念と併せて考えれば、台湾人の家族に対する責任感や親密感、かなり強いものだという印象が得られる。他方、連れ子養子縁組の数は、再婚率に比例すると考えられる。が、実際の女性の再婚率は、常に男性のそれよりも低い¹⁵⁷。連れ子養子縁組の場合に、養子となる者に妻の子が多いという状況は、このような現実面からは説明し難い。

第3節 小括

近年、養子縁組の全件数が激減している(①)のは、経済的不況や人工生殖技術の進展、避妊知識の普及のほかに、未成年養子縁組に対して認可の判断基準が厳しくなったことがその要因である。養子縁組において未成年養子縁組が多い(②)のは、年齢差要件がその要因の1つである。台湾民法は養親子間に20歳以上の年齢差を要求するため、40歳未満の者は未成年養子をとるしかない。したがって、多くの養子が未成年者であることは、当然のことといえる。もう1つの要因は、縁組の効果として完全養子型が採用されていることである。養子と実親との法的親子関係が完全に切断されるからこそ、養親となる者が安心して他人の子どもを引きとれるように

なる。逆に、成人にとって、完全養子型の効果はあまりにも強いので、今までの生活や親族関係を保ちたいならば、やはり縁組を思いとどまるであろう。もっとも、未成年者を主な縁組対象とするのは、慣習であるともいえる。台湾が国際養子の輸出国となっている(③)のは、台湾人の養子に対するこだわりが多いからである。健康である、可愛い、両親が品行方正である等の条件のほかに、養子縁組の事実を知られないように、自分と似ている子どもしかとらないといった点である。また、外国人配偶者の子どもを養子とする(④)のは、その子どもを台湾へ連れていくためである。もっとも、この場合は、不倫の事実を隠すための実子養子縁組もなされている。台湾民法は、近親間縁組については、相当の輩分という厳しい要件を設けている。また、同法は完全養子型を採用しているため、連れ子養子縁組の場合には、親権者でない父母の一方の同意が得にくい。このように他児養子縁組以外の縁組は比較的成立しにくいいため、未成年養子縁組では他児養子縁組がもっとも多い(⑤)。なお、多くの連れ子養子が妻の子である(⑦)のは、妻の子は縁組によらないと継父の氏を称せない、という、現行の氏制度に難点があるからである。もっとも注意すべきなのは、伝宗接代の伝統思想が依然として台湾社会に影響しているということである。親族養子縁組が少ない(⑥)のも、それが一因である。もっとも、伝宗接代の目的を達成するために、今日では養子縁組だけでなく、当事者間の契約による方法が採られることがある。自分の兄弟の子に財産の一部を与え、その代わりに祭祀をやり続けてもらうように約束する、というものが一般的によくみられる。契約による方法が採られるようになってきたのは、完全養子型が採用されたことに加えて少子化が進行しているため、親族の子どもを養子にしようとしても、なかなか養子候補者がみつからないことに加え、重要な祭祀を委ねるのに、「不潔」な血を有する者や病弱者に頼むことはできないと考えられているからである。以上のことから、養子縁組の数は全体的に減少している(①)。にもかかわらず、実際に縁組によって伝宗接代を実現することがある。しかし、前述のとおり、養子候補者が探しにくく、一応祭祀を続けてくれる者があればよいとされてきており、他人であっても異姓であっても構わないと考えられるようになってきている。要するに、伝統法上の異姓不養の原則はもはや影を潜め、伝宗接代は現在において異なる様相で維持されているといえる。

¹⁵⁵ 聯合晚報2003年4月15日3面。

¹⁵⁶ 白麗芳「収養現状篇」福利社会65号(1998年)1頁以下。

¹⁵⁷ 再婚率とは、特定の期間において、その期間の半ばに離婚もしくは死別した者に対して、その期間内に再婚した者の比率である。例えば2000年の再婚率は、男が48.1%、女が16.1%であるが、2008年では男が26.4%、女が12.1%である。前掲注48ホームページ。

おわりに

本稿の目的は、台湾と日本における養子縁組の現実の機能を比較し、その共通点と相違点を捉え、それによって、台湾の養子縁組制度が現実的に世界の趨勢に即して「子のため」に使われているのか、それとも日本のように依然として伝統的な養子縁組の目的に仕えているのかを明らかにすることであった。最後にこのことについてまとめておく。

台湾と日本のいずれにおいても、かつて、子どもの利益を蹂躪するような養子縁組も横行していたため、子どもの福祉を拡充させる必要があった。そこで、両国の未成年養子縁組制度は、国際的な立法動向も踏まえつつ、子どもの福祉にも配慮するように改正されてきた。他方、成年養子縁組については、両国の制度ともこれを維持しており、これを制限する動きはみられない。以上の点では、台湾と日本の立法動向は共通しているといえよう。

しかし、「子のため」の養子縁組について、台湾では、台湾人による未成年他児養子縁組が養子縁組全体の20%を占めるに至っており、養子縁組制度は、現実的にも「子のため」になされるようになってきているといえるのに対して、日本では、未成年他児養子縁組は0.7%を占めるにすぎず、養子縁組制度が「子のため」に機能しているとはいい難い。養子縁組制度の現実の機能にこのような相違が生じている理由は、以下のようにまとめられよう。

まず、台湾と日本における養子縁組の慣習が異なっていることが挙げられる。台湾では、「宗のため」の嗣子をはじめ、養女、童養媳等の養子は、いずれも主に未成年者を対象としていた。すなわち、台湾では、そもそも子どもを対象とする養子縁組が多かったのである。それに対して、日本では、婿養子だけでなく、家業の伝統工芸等を伝承するためにその能力に優れた者を養子とする等、成人を対象とする縁組が一般的に行われていた。つまり、日本では、そもそも子どもを対象とする養子縁組よりも、成人を対象とする養子縁組への関心が高かったわけである。このような慣習の差異が、両国の養子縁組制度にも反映していると考えられる。すなわち、日本では、「子のため」の養子縁組を促進させるために、普通養子縁組制度とは別に特別養子縁組制度が設けられ、2つの養子縁組制度が併存するこ

とになったが、従前の養子縁組制度が成人を主な対象としていたならば、「子のため」の養子縁組制度を新たに設けたのも必然であろう。他方、台湾では、日本のように制度を区別しないで、従来の養子縁組制度において子の福祉の拡充を図っているが、養子縁組制度がそもそも子どもを対象としていたならば、これもまた必然的なことである。養子縁組制度は1つしかなく、その現行の制度が「子のため」を最高の原則としていることから、台湾において「子のため」の養子縁組が多いのは、自然なことである。それに対して、日本では、2つの養子縁組制度が併存しており、当事者は自分の希望や目的に応じて自由に選択することができるため、日本の養子制度が「子のため」に十分に機能していないのも、やむを得ないことであろう。

以上のように、台湾と日本の養子縁組における慣習の差異は、それぞれの養子縁組制度に独自の特徴をもたらしている。台湾法は、養親子には一定の年齢差を定め、近親間縁組であれば相当の輩分を要求している。1人が同時に2人の養子となることはできず、縁組の効果として、養子と実親との法的関係がなくなる完全養子型が採られており、養親子に「自然」な親子関係を擬制している。これは、中国の伝統的な倫理観、すなわち、親は親らしく、子は子らしくあらねばならないという考え方に根ざしている。また、すべての養子縁組には、法院の認可が必要である。未成年養子縁組であればそれが子の福祉に資するか、成年養子縁組であればそれが実親の利益を害さないか、養子縁組の当事者に実質的な縁組の意思があるか、といった点が法院によってもれなく審査される。そのため、未成年養子縁組については、「宗のため」、「親のため」の養子縁組は成立しにくく、「子のため」の養子縁組が促進されることになる。成年養子縁組についても、便宜的な養子縁組の成立は防止されるようになっている。

それに対して、日本の普通養子縁組制度では、養親子間に必要な年齢差は1日以上にすぎず、近親間縁組でも養子となる者が尊属でさえなければよい。また、養親子関係の重複も認められ、縁組の効果として、養子と実親との法的関係も維持される非完全養子型が採られており、様々な目的で養子縁組しやすい制度となっている。これは、日本の伝統的な家制度に根ざしたものである。そのため、「子のため」とはいい難い養子縁組が容易に成立しうる。他方、特別養子縁組制度は、養親子間に親子にふさわし

い年齢差を要求し、台湾と同様に完全養子型を採っている等、子どもの福祉を目的として、養親子間に実親子と同様に安定した親子関係を設けるためのものといえる。とはいえ、特別養子縁組制度においては、原則として6歳未満の子どもしか養子になれないとされている。そのため、6歳以上の他人の子どもを養子として実子同様に育てたいと望む者が、非完全養子型の普通養子縁組制度ではなく、完全養子型の特別養子縁組制度による縁組を望んだとしても、同制度を利用できない。このように、特別養子縁組制度の要件が厳しすぎることも、「子のため」の養子縁組が少ない一因となっているように思われる。

以上のように、日本と台湾の両国において、立法動向に共通する点があるものの、具体的制度や現実の機能は、慣習的差異に由来してそれぞれに異なっている。台湾の養子縁組制度は、国際的趨勢に即して現実的に「子のため」に機能するようになってきたといえる。「宗のため」の養子縁組も、子の福祉の拡充を基本原則とする現行の養子縁組制度による影響を免れず、伝宗接代は、従来とは異なった様相で維持せざるをえなくなっている。とはいえ、1931年の民法制定時に宗祧継承制度が廃止されたにもかかわらず、「宗のため」の養子縁組自体は依然としてなされているのであり、基本的に、台湾の養子縁組制度は、「子のため」だけでなく、「宗のため」、「親のため」という伝統的な縁組目的にも仕えているといえる。慣習が維持されている点については、日本も同様であり、昭和22年民法改正の際に、伝統的な家制度が廃止されたにもかかわらず、現在でも「家のため」の養子縁組が頻繁になされている。

なお、両国の養子縁組の実態には、以下のような興味深い共通点もある。日本人も台湾人も、外国人の子どもを他児養子として迎えることが稀である。もともと、近年では、台湾人夫婦が中国の養護施設から子どもを「選ぶ」こともあるようだが¹⁵⁸、その理由は「後遺症」を避けるため、つまり、養子の実親につきまといわれることを極力避けるためだといわれている¹⁵⁹。いずれにせよ、実親との問題を抱え込むことなく養子をわが子として育てたいという養親の思いは、日本でも特別養子縁組制度が導入される際に考

慮され、その結果、完全養子型が採用された。また、同制度は、子どもが養子であることを世間に知られたくないという問題にも配慮されたものである。台湾でも、養親の多くが自分と似ていない子どもを収養したくないと考えていることはすでに述べた。縁組であることを秘匿し、子どもが養子であることを隠そうとする意識は、両国に共通しているといえるだろう。

台湾の養子縁組制度から日本法への示唆を得るとすれば、「子のため」、つまり、未成年他児養子縁組を促進するためには、養子となる子どもの年齢制限を緩和することが有益だ、ということが挙げられよう。その上で、未成年他児養子縁組は、特別養子縁組制度によらなければならないことで、子どもの福祉を実質的に図ることができよう。他方、日本では、成年養子縁組を存続させても重大な弊害がないとの理由で、成年養子縁組制度の廃止が過去2度にわたって見送られたが、最近では、成年養子縁組制度が悪用される弊害も指摘されている。このような実態については、養親子間に一定の年齢差を要求し¹⁶⁰、成年養子縁組にも裁判所を関与させる台湾の制度が参考になろう。裁判所が関与することになれば、悪意による養子縁組の申立が抑制されるであろうし、なお申立された場合でも裁判所の実質的な審査によって却下されることとなり、養子縁組の悪用を抑止することにつながると思われる。とはいえ、台湾では、成年養子縁組における養親子間の縁組意思に関する法院の判断基準は明確ではない。しかも、子の福祉に資するためあるべき親子像はある程度明確にできても、成年養子縁組においてあるべき親子像を明確にすることはそもそも難しい。したがって、台湾においては、成年養子縁組に対する法院の認可基準がどのようになっているか、未成年養子縁組と成年養子縁組のそれぞれにおいて審査の厳格さに違いがあるか等を明らかにし、ひいては、台湾法における親子像をより明確にすることが、今後の検討課題となろう。

¹⁵⁸ 聯合報2003年1月24日20面・同2002年12月16日9面。

¹⁵⁹ 聯合報2003年4月18日B4面。

¹⁶⁰ 中川ほか編・前掲注9)155頁(中川高男執筆)も、親子らしい年齢差を設けることは将来検討を要する立法課題であると指摘する。